

議案第47号関係資料

農林水産関係事業の取扱いについて

平成 16 年 2 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合 併 協 議 会

(様式1)

# 行政制度等の調整方針(案)総括表

## (41) 農林水産関係事業

農林専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	農業振興地域整備計画				B	
2	経営構造対策事業				B	
3	農業経営体活性化事業				B	
4	農用地利用集積計画の公告				B	
5	計画出荷推進事業				C	
6	水田農業経営確立対策事業				B	
7	米政策推進協議会(水田農業推進協議会)				B	
8	転作確認事務事業				B	
9	農業振興団体補助・負担金等				B	
10	農業災害・病害虫対策				B	
11	農業経営安定資金預託金		×	×	B	
12	地域特産品調査検討			×	B	
13	地産地消推進事業				B	
14	農業総合指導センター(農業農村活性化センター)				B	
15	山村振興計画	×			A	
16	新山村振興等農林漁業特別対策事業	×			A	
17	農業地域活性化イベント	×		×	C	
18	市町民農園		×		A	
19	特定農山村総合支援事業	×	×		A	
20	畜産関係負担金・会費等				B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	畜産共進会				B	
22	出羽丘陵北部地区濃密生産団地建設事業費償還事業	×			A	
23	堆肥センター管理運営	×		×	A	
24	稚魚放流				A	
25	魚礁設置		×	×	B	
26	水産業関係負担金・会費等		×	×	B	
27	漁船泊係留施設維持管理		×	×	B	
28	未登記処理業務委託	×		×	A	
29	農村振興総合整備統合補助事業	×		×	A	
30	北部農業者総合研修センター		×	×	B	
31	秋田市農林水産業振興戦略会議		×	×	B	
32	諸証明の発行				B	
33	生産物直売所	×		×	A	
34	農林漁業者トレーニングセンター	×	×		A	
35	体験学習館	×	×		A	
36	檜台交流会館	×	×		A	
37	山水荘	×	×		A	
38	河辺町総合庁舎	×		×	A	
39	三内段山村広場	×		×	A	
40	農村公園	×			A	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
41	農業農村整備事業管理計画				B	
42	調査業務				B	
43	農道整備事業				B	
44	農道舗装事業		×	×	B	
45	かんがい排水事業		×	×	B	
46	県営土地改良施設等整備事業負担金				B	
47	分担金の賦課・徴収事務				B	
48	農地・農業用施設災害復旧事業				B	
49	土地改良施設の維持管理				B	
50	広域農道の維持管理				B	
51	土地改良区の指導				B	
52	林業関係負担金・会費等				B	
53	林業構造改善事業			×	B	
54	森林情報整備事業		×	×	B	
55	林道舗装事業				B	
56	林道改好事業				B	
57	特用林産物振興事業			×	B	
58	林道維持管理費				B	
59	林道側溝清掃経費		×	×	C	
60	林道開設事業				B	

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
61	県営林道開設事業負担金			×	B	
62	林業施設災害復旧事業				B	
63	流域森林総合整備推進事業	×	×		A	
64	市町村森林整備計画策定業務				B	
65	森林施業計画認定・伐採届受理				B	
66	保安林・林地開発許可等業務				B	
67	市町有林の維持管理				B	
68	市有地管理費				B	
69	部落分収交付金		×		B	
70	市有林保育間伐経費		×	×	C	
71	生活環境保全林整備事業				B	
72	自然公園整備事業			×	B	
73	浜田森林総合公園整備事業		×	×	B	
74	市民の森造成事業		×	×	B	
75	森林病虫害等防除事業				B	
76	松くい虫防除薬剤交付事業		×	×	B	
77	松くい虫くん蒸シート撤去経費		×	×	C	
78	火入れ許可				B	
79	山火事防止対策事務				B	
80	有害鳥獣駆除対策事業				B	

（注1）該当する項目（事務事業名等）を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

（注2）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
81	ヤマビル被害防止対策事業		×	×	B	
82	治山事業				B	
83	中央卸売市場		×	×	B	
84	農業者年金業務				B	
85	農地銀行業務				B	
86	標準小作料改定				B	
87	農業後継者対策事業		×		B	
88	優秀農家表彰事業		×	×	B	
89	農政協力員の委任			×	B	
90	農業委員会長交際費				B	
91	農業委員選挙人名簿調製				B	
92	農作業標準受委託料金設定				B	
93	農委だよりの発行		×		B	
94	秋田県都市農業委員会会長会		×	×	B	
95	生き生き農業専科、農事相談			×	B	
96	和解の仲介				B	
97	贈与税の納税猶予事務				B	
98						
99						
100						

番号	項目（事務事業名等）	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						

（注1）該当する項目（事務事業名等）を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

（注2）「区分」欄には、調整方針（案）の区分を表示。（A：現行どおり、B：統一、C：廃止）

（注3）「経過措置」欄には、調整方針（案）で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

# 行政制度等の調整方針(案)

## (41) 農林水産関係事業

農林専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 農業振興地域整備計画	<p>【秋田農業振興地域整備計画書】 農業振興地域指定(昭和46年3月6日) 計画策定(昭和48年3月16日) 前回特別管理(平成7年7月20日) 一般管理(申し出に基づく除外)年3 回程度</p> <p>【協議会名称】 秋田市農業振興地域整備促進協議会</p>	<p>【河辺農業振興地域整備計画書】 農業振興地域決定(昭和46年12月25 日) 農用地区域決定(昭和49年3月30日) 前回特別管理(平成10年8月19日) 一般管理(申し出に基づく除外)年2 回程度</p> <p>【協議会名称】 河辺町農業振興地域整備促進協議会</p>	<p>【雄和農業振興地域整備計画書】 農業振興地域指定(昭和45年3月31 日) 計画策定(昭和46年10月29日) 変更策定(昭和63年3月22日) 前回特別管理(平成4年9月29日) 一般管理(申し出に基づく除外)年3 回程度</p> <p>【協議会名称】 雄和町農業振興地域整備促進協議会</p>		合併後の新市において新たな計画を策定することとし、新計画の策定までは現計画で運用する。
2 経営構造対策事業	<p>地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、地域農業に関わる幅広い関係者の地域合意形成を前提として、これを実現していくための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備する。</p> <p>・15年度実施なし</p>	<p>地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、地域農業に関わる幅広い関係者の地域合意形成を前提として、これを実現していくための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備する。</p> <p>・15年度実施なし</p>	<p>地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、地域農業に関わる幅広い関係者の地域合意形成を前提として、これを実現していくための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備する。</p> <p>・17年度実施予定 ライスセンター整備(北部)</p> <p>・17~18年度実施予定 ライスセンター整備(種沢、女米木)</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 農業経営体活性化事業	<p>高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>・経営改善に関する相談活動 ・認定農業者支援活動 ・農業経営改善計画フォローアップ活動 ・経営実態情報収集提供活動 ・基本構想等実践活動</p>	<p>高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>・経営改善に関する相談活動 ・認定農業者支援活動 ・農業経営改善計画フォローアップ活動 ・経営生産対策推進活動 ・基本構想実践活動</p>	<p>高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。</p> <p>・経営改善に関する相談活動 ・認定農業者支援活動 ・農業経営改善計画フォローアップ活動 ・経営実態情報収集提供活動 ・基本構想等実践活動</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
4 農用地利用集積計画の公告	農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定め、その旨を公告する。	農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定め、その旨を公告する。  農業委員会に事務委任。	農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定め、その旨を公告する。	河辺町では農業委員会に事務委任している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
5 計画出荷推進事業	計画出荷数量の配分・出来秋調整	計画出荷数量の配分・出来秋調整	計画出荷数量の配分・出来秋調整		平成15年度で終了するため廃止する。
6 水田農業経営確立対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市水田農業振興計画の策定および進行管理</li> <li>・水田における土地利用型農業の活性化のための基本的な考え方を示し、作付け作物の団地化、担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。</li> <li>・水田の現状を見定め、5年後の目標および目標に向けての具体的取り組み策の策定</li> <li>・各集落毎へのガイドライン(転作目標面積)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河辺町水田農業振興計画の策定および進行管理</li> <li>・水田における土地利用型農業の活性化のための基本的な考え方を示し、作付け作物の団地化、担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。</li> <li>・水田の現状を見定め、5年後の目標および目標に向けての具体的取り組み策の策定</li> <li>・各集落毎へのガイドライン(転作目標面積)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雄和町水田農業振興計画の策定および進行管理</li> <li>・水田における土地利用型農業の活性化のための基本的な考え方を示し、作付け作物の団地化、担い手への土地利用集積、各地域における推進体制の構築等により組織の育成・強化に取り組む。</li> <li>・水田の現状を見定め、5年後の目標および目標に向けての具体的取り組み策の策定</li> <li>・各集落毎へのガイドライン(転作目標面積)策定</li> </ul>		合併時に秋田市の制度に統一する。
7 米政策推進協議会(水田農業推進協議会)	<p>【名称】秋田市米政策推進協議会</p> <p>【目的】国の「米政策改革大綱」を踏まえ、需要に応じた米の計画的生産を図るとともに、水田農業のあるべき姿を実現するため設置する。</p>	<p>【名称】河辺町水田農業推進協議会</p> <p>【目的】水田農業振興計画の策定、農業者に対する生産調整ガイドラインの配分など水田の活性化とともに、今後の農業振興に寄与する。</p>	<p>【名称】雄和町水田農業推進協議会</p> <p>【目的】水田農業経営確立対策を統合的かつ効率的に推進することにより、望ましい経営体の育成、ならびに稲作と転作を適切に組み合わせた生産性の高い複合経営の確立を図るために設置する。</p> <p>【名称】雄和町地域水田農業推進協議会</p> <p>【目的】平成16年度からの米政策、水田農業施策を円滑に推進することにより、稲作と他作物を適切に組み合わせた生産性の高い複合経営の確立を図るために設置する。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
8 転作確認事務事業	確認期間：6月中旬～9月上旬 約40日間、2回実施 確認対象集落：220集落 対象確認筆数：約33,000筆 確認者動員数：延べ214名	確認期間：6月中旬～9月上旬 約40日間、2回実施 確認対象集落：74集落 対象確認筆数：約6,000筆 確認者動員数：延べ約200人	確認期間：6月中旬～9月上旬 2回実施 確認対象集落：40集落 対象確認筆数：12,500筆 確認者動員数：延べ174人		合併時に秋田市の制度に統一する。
9 農業振興団体補助・負担金等 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	【負担金】 ・秋田県市町村農業農村振興対策協議会費 ・秋田県果樹協会負担金 ・中央地区園芸戦略対策協議会負担金 ・秋田地域農業改良普及事業推進協議会負担金 ・秋田県産米改良協会負担金 ・秋田県流通情報協会会費 ・農林統計協会会費	【負担金】 ・秋田県市町村農業農村振興対策協議会負担金 ・秋田県果樹協会負担金 ・中央地区園芸戦略対策協議会負担金 ・秋田地域農業改良普及事業推進協議会負担金 ・秋田県産米改良協会負担金 ・農林統計協会会費 【補助金】 ・河辺町果樹振興会 ・河辺町農産加工組合	【負担金】 ・秋田地域農業改良事業推進協議会負担金 ・農林統計協会負担金 ・秋田県産米改良協会負担金 ・中央地区園芸戦略対策協議会負担金	1市2町で実施内容が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
10 農業災害・病虫害対策	[農業災害] 【調査体制】 (農作物・施設災害) 総括責任者 農政課長 副責任者 課長補佐 調査班編制 北部、中央、南部 (農地農業用施設災害) 総括責任者 農業環境整備課長 副責任者 課長補佐 調査班編制 北部、南部  [病虫害防除] ・秋田市病虫害防除実施計画書の策定、さきがけ広報板、広報あきた等により農家へ情報提供する。 ・秋田県病虫害防除員の推薦 J A 新あきた職員 6名 ・野ネズミ駆除はJ A で実施市の負担は無し	[農業災害] 【調査体制】 総括責任者 農林課長  農作物関係被害調査班長 課長補佐 調査班 農業振興担当係  農地・農業用施設災害調査班長 課長補佐 調査班 農村整備担当係  [病虫害防除] ・町農業農村活性化センターを主として防除計画の策定及び農家へ情報提供する。 ・秋田県病虫害防除員の推薦 J A 新あきた職員 1名 ・毎年4月に野ネズミ駆除の実施薬材費は町負担 126万円	[農業災害] 【調査体制】 総括責任者 産業課長  農作物関係被害調査班長 課長補佐  農地・農業用施設災害調査班長 課長補佐  [病虫害防除] ・町農業農村活性化センターを主として防除計画の策定及び農家へ情報提供する。 ・秋田県病虫害防除員の推薦 J A 新あきた職員 1名 ・毎年4月に野ネズミ駆除の実施農業総合指導センター負担 20万円	1市2町で野ネズミ駆除の実施方法が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 農業経営安定資金預託金	国・県の制度融資の対象とならない市内一般農業者が農業経営に要する資金を、低利で効率的に融資するため、貸付原資を融資機関(JA新あきた)に預託する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
12 地域特産品調査検討	市内産農畜水産物の創意と工夫による特産品化に向け、「秋田市地域特産品調査検討委員会」での調査検討、消費者との意見交換、先進地視察、加工品の試作、商品リサーチ、マーケティング等を行い、平成16年度を目標に特産品を開発する。  秋田市地域特産品調査検討委員会 【委員長】秋田市助役 松葉谷温子	特産品開発事業 ・特産品の調査および研修 ・特産品の試作品の製作 ・観光とリンクした研修および地場産料理の研究 販路開拓事業 ・地場産品の出店PR ・地域特産品フェアへの出店PR ・その他販路開拓 河辺町特産品開発協議会の設立 平成14年7月	未実施	秋田市と河辺町の事業内容等が異なる。雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
13 地産地消推進事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	地場産農産物の直売活動を主とした販路拡大 学校給食への供給体制整備 生産者・消費者との連携体制づくり  【秋田市地産地消推進協議会】 ・直売活動推進部会 ・学校給食市内産農産物利用推進会議 ・生産者・消費者連携推進部会	直売所形式による農畜産物等の販売、生産の推進 (農畜産物直売所補助金)  学校給食への良質野菜の安定供給とそれに係る生産者の出荷経費の軽減を図る。 (野菜供給運営事業費補助金)	農業総合指導センターが中心となって、地産地消に取り組んでいる。 学校給食への地場農産物の活用促進 JAファーマーズマーケットへの取り組み促進	1市2町で実施内容が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
14 農業総合指導センター (農業農村活性化センター) (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	市内農業指導機関が緊密な連携のもとに、農家に対する営農技術指導の一元化を図るとともに、指導機関員自身の資質向上に努め、農業の近代化と合理化の推進を図る。  【関係団体】 秋田市農業総合指導センター	総合的な農業施策とこれを一体に推進する体制の確立、町農林業の振興と農村地域の活性化を図る。  【関係団体】 河辺町農業農村活性化センター(河辺町経営改善支援センター)	農業関係指導機関が緊密な連携のもとに、農家に対する営農技術指導の一元化を図るとともに、指導機関員自身の資質向上に努め、農業の近代化と合理化の推進を図る。  【関係団体】 雄和町農業総合指導センター	関係団体の組織構成等が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 山村振興計画	未実施	第三期山村振興計画書  【計画概要】 山村振興地域指定地(旧岩見三内村)	第五期山村振興計画書  【計画概要】 山振興地域指定地(旧大正寺村) 協議番号 517 - 変40	山村振興法により実施できる地域が決まっている。	合併後も現行どおりとする。
16 新山村振興等農林漁業特別対策事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	未実施	【指定地域】 岩見三内地域(S41.12.20 山村振興法)  平成16年度に計画策定を予定している。	雄和町第5期山村振興計画に基づき、山村地域の産業基盤および生活環境の整備水準の向上を図るための事業を実施。 【事業実施区域】 ・旧大正寺村(山村振興地域) ・旧種平村(特定農山村地域) 【事業費】 2億2千万(下限:1億円)補助率1/2 山村振興総合交流建設事業費補助金 【事業期間】 4年間(H16~H19) 【事業概要】 総合交流施設整備1棟A=200m <sup>2</sup> 外 【事業主体】 雄和町、法人自治会	山村振興法等により実施できる地域が決まっている。	合併後も現行どおりとする。
17 農業地域活性化イベント	未実施	河辺町総合産業文化祭での「農産品評会」 【運営】 河辺町総合産業文化祭実行委員会 【開催日】 毎年10月下旬	未実施	河辺町でのみ実施している。	合併時に事業を廃止する。
18 市町民農園 (当該事業に係る使用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	【平成15年度概要】 設置箇所 10箇所 総区画数 711区画 区画面積 15~25m <sup>2</sup> 応募者数 992名 応募倍率 1.40倍  【利用料金】 4月~12月 無料	未実施	【平成15年度概要】 設置箇所 2箇所 雄和町体験農園奥椿台地区 H6.9.19開設 1,500m <sup>2</sup> 18区画 雄和町体験農園前椿台地区 H6.9.19開設 2,386m <sup>2</sup> 29区画  【利用料金】 60円/1m <sup>2</sup> 年間利用料約228千円	秋田市が無料で雄和町が有料となっている。	合併後も現行どおりとする。ただし、農園ごとの使用料は合併後に必要に応じて検討する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
19 特定農山村総合支援事業	未実施	未実施	高収益・高付加価値型農業の展開に向けて行う新規作物の導入試験、消費者への産地直接販売の整備などの実践的なソフト活動の計画的な実施のために必要な中山間地域振興基金を造成し、中山間地域の活性化をはかる。 【対象地域】 旧大正寺村、旧種平村の特定農山村地域 【基金造成額】 7,845千円(国1/3、県1/3、町1/3) 【事業年度】 平成15年度から平成19年度	雄和町のみで実施している。	合併後も現行どおりとする。
20 畜産関係負担金・会費等	秋田県農業公社賦課金	秋田県農業公社賦課金	秋田県農業公社賦課金		合併時に秋田市の制度に統一する。
21 畜産共進会	地域畜産再編対策事業で実施。 ・運搬費助成 ・賞品の授与	・JA畜産共進会への出品の報償 ・畜産連合会の共進会(3年に1回)への出品の報償  【報償の金額】 出品の報償 5,000円/1頭	・賞品の授与	秋田市では、地域畜産再編対策事業で実施している。 雄和町では、賞品の授与のみ。	合併時に秋田市の制度に統一する。
22 出羽丘陵北部地区濃密生産団地建設事業費償還事業	未実施	農用地整備公団が実施した出羽丘陵北部地区広域農業開発事業に伴う受益者負担金の償還 ・土地基盤整備償還金 ・施設整備償還金 ・農機具等整備償還金 【償還期間】 平成2年度～21年度	農用地整備公団が実施した出羽丘陵北部地区広域農業開発事業に伴う受益者負担金の償還 ・土地基盤整備償還金 ・施設整備償還金 ・農機具等整備償還金 【償還期間】 平成2年度～21年度	秋田市では実施していない。	合併後も現行どおりとする。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
23 堆肥センター管理運営	未実施	畜産公害の未然防止と完熟堆肥の安定供給を図り、良好な生活環境の保持および農業の振興に寄与する。 【施設概要】 ・平成9年2月建設 ・主たる業務 家畜糞(牛糞、鶏糞)の完熟堆肥製造販売 豚尿污水处理 農地への堆肥散布受託 【管理運営】 JA新あきたと管理運営委託契約 町から毎年、委託費300万円と欠損金約300万円を支出。	未実施	管理運営方法について検討が必要である。	合併後も現行どおりとする。ただし、合併後に管理運営方法を検討する。
24 稚魚放流 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	市内河川に稚魚を放流している。 サケ稚魚(240kg) アユ稚魚(21kg) ヤマメ稚魚(23kg)	【実施主体】 岩見川漁業協同組合 【補助額】 430千円 【内容】 アユ1,100kg ヤマメ・イワナ510kgを放流	【実施主体】 仙北西部漁業協同組合 【補助額】 200千円(他に協和町 250千円、西仙北町 200千円の補助) 【内容】 ヤマメ・アユの放流、鯉・フナの放流、クリーンアップ清流祭への参加	1市2町で実施内容が異なる。	合併後も現行どおりとする。
25 魚礁設置	人工魚礁の設置により生産性の高い漁場を造成し、魚類のい集および生産効果等を高め、魚種の多様化と資源の維持増殖を図ることにより沿岸漁業の振興を図る。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
26 水産業関係負担金・会費等	秋田県沿岸漁業振興開発協会負担金	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
27 漁船舶係留施設維持管理	漁船舶係留施設整備については平成14年度で終了、維持管理については、秋田県漁業協同組合と委託契約により継続的に実施している。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
28 未登記処理業務委託	未実施	20年前の基盤整備事業の換地処分登記に錯誤があり、是正登記を委託する。(平成15年度～21年度) ・岩見三内第1地区 76名 ・岩見三内第2地区 21名 ・鶴養地区 46名 ・神内地区 30名 昭和47年の災害復旧に伴う換地の未登記を解消する。 ・砂子淵地区 15名	未実施	河辺町のみ実施している。	合併後も現行どおりとする。
29 農村振興総合整備統合補助事業	未実施	基本計画作成 平成15年～16年 事業実施期間 平成17年～22年	未実施	河辺町のみ実施している。	合併後も現行どおりとするが、実施にあたっては事業内容を検討する。
30 北部農業者総合研修センター	北部公民館隣接地に、昭和56年1月にオープンし、北部地区住民および農業者の重要な健康増進施設として年間約1万人の利用がある。損傷が目立ってきたため、年次計画による補修工事を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
31 秋田市農林水産業振興戦略会議	・平成16年度に「秋田市農林水産業振興戦略会議」を設置予定 ・地域資源の調査 ・地域農林漁家の意向調査等の実施 ・「秋田市農林業・農村振興基本計画」の見直し	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
32 諸証明の発行 (当該事業に係る使用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった、農用地利用集積計画の定めによる譲渡であり、かつ、農用地区域内にあることの証明。 (証明1件につき手数料300円)	農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった、農用地利用集積計画の定めによる譲渡であり、かつ、農用地区域内にあることの証明。 (手数料なし)	農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった、農用地利用集積計画の定めによる譲渡であり、かつ、農用地区域内にあることの証明。 (手数料なし)		合併時に秋田市の制度に統一する。
33 生産物直売所	未実施	昭和60年建設 JR和田駅隣接の直売所	未実施	現在は未利用となっている。	合併後も現行どおりとする。ただし、合併後に活用方法を検討する。
34 農林漁業者トレーニングセンター (当該事業に係る使用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	未実施	未実施	昭和55年建設 種沢地区・中央保育所隣接の地域住民の体育施設 種沢自治会に管理委託 120千円/年	管理方法について検討が必要である。	合併後も現行どおりとする。ただし、管理方法については合併までに検討する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
35 体験学習館 (当該事業に係る使用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	未実施	未実施	平成8年建設 体験農園利用者のための農機具収納庫併設の休憩所		合併後も現行どおりとする。
36 榑台交流会館 (当該事業に係る使用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	未実施	未実施	平成7年建設 体験農園利用者のための研修室、休憩室、農機具収納庫 住民の交流施設としても利用がある。 個人に管理委託 240千円/年	管理方法について検討が必要である。	合併後も現行どおりとする。ただし、管理方法については合併までに検討する。
37 山水荘 (当該事業に係る使用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	未実施	未実施	昭和57年建設 多目的農業研修集会施設の一部を各種研究者招聘条に基づき、坂本パイオに使用許可している。	秋田市の行政財産使用料と算出方法が異なる。	合併後も現行どおりとする。ただし、行政財産使用料については秋田市の算出方法に統一する。
38 河辺町総合庁舎	未実施	岩見川漁協、河辺町土地改良区、秋田中央森林組合河辺支所、北野田高野生産森林組合、秋田中央農業共済組合河辺支所が入居している。 行政財産使用料 1室 190千円/年	未実施	秋田市の行政財産使用料と算出方法が異なる。	合併後も現行どおりとする。ただし、行政財産使用料については秋田市の算出方法に統一する。
39 三内段山村広場	未実施	地域住民(留見瀬、上三内、萱森)のいこいの場として運動会、グランドゴルフに使用されている。 地域住民で組織する管理組合に管理委託 190千円/年	未実施	管理方法について検討が必要である。	合併後も現行どおりとする。ただし、管理方法については合併までに検討する。
40 農村公園	未実施	農村総合整備モデル事業により住民のいこいの場として整備 【岡村農村公園】 面積 6,766㎡ トイレ、あづまや、遊具、ゲートボール場2面、芝生広場、植栽 岡村町内会に管理委託 190千円/年	農村総合整備モデル事業により住民のいこいの場として整備 【大正寺農村公園】 面積 3,000㎡	管理方法について検討が必要である。	河辺町の岡村農村公園は、合併後も現行どおりとする。ただし、管理方法については合併までに検討する。 雄和町の大正寺農村公園は、合併前に廃止する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
41 農業農村整備事業管理計画	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し予算確保等へ反映させる。	市町村の概要や地域の振興計画、農業基盤整備計画等を国、県へ報告し予算確保等へ反映させる。		合併時に秋田市の制度に統一する。
42 調査業務	農村整備に関する基礎的な資料を整備するため、農村地域における生活環境整備の現状等を把握することを目的とする。	農村整備に関する基礎的な資料を整備するため、農村地域における生活環境整備の現状等を把握することを目的とする。	農村整備に関する基礎的な資料を整備するため、農村地域における生活環境整備の現状等を把握することを目的とする。		合併時に秋田市の制度に統一する。
43 農道整備事業	農道網の幹線な農道を整備し、農業生産の向上と生活環境の改善を図る。 ・農道延長 L = 539,013m	農業生産基盤の整備を図り、農業生産性の向上、農村環境の改善を進める。 ・農道延長 L = 68,583m	農業生産基盤の整備を図り、農業生産性の向上、農村環境の改善を進める。 平成9年まで実施、現在のところ整備計画無し。 ・農道延長 L = 77,971m		合併時に秋田市の制度に統一する。
44 農道舗装事業	農道を市単独で整備舗装し、農業生産の向上と生活環境の改善による定住条件の整備を図る。	別事業(農道整備等)で整備	別事業(農道整備等)で整備		合併時に秋田市の制度に統一する。
45 かんがい排水事業	農業用排水路の新設、改良を行い、農業生産性の向上と水害防止等の公益的、多面的機能の維持・強化を図る。	別事業(ほ場整備等)で整備	別事業(ほ場整備等)で整備		合併時に秋田市の制度に統一する。
46 県営土地改良施設等整備事業負担金(ほ場整備) (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	国・県を除く負担割合は、市が事業費の12.5%、地元が事業費の7.5%	国・県を除く負担割合は、町と地元それぞれ事業費の10%、さらに地元負担軽減措置として5%の単独補助により、実質地元負担は5%	国・県を除く負担割合は、町と地元それぞれ事業費の10%、さらに地元負担軽減措置として5%の単独補助により、実質地元負担は5%	秋田市と2町で地元負担割合が異なる。	秋田市に制度を統一する。ただし、河辺町、雄和町の合併前の事業着手地区については、合併後5年を限度に地元負担軽減措置を継続するものとし、以降事業年度の延伸についてはその時点で再度協議する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
47 分担金の賦課・徴収事務	分担金徴収条例に基づき、賦課・徴収する。 ・秋田市営土地改良事業分担金 ・秋田市県営土地改良事業分担金	分担金徴収条例に基づき、賦課・徴収する。 (現在、分担金徴収を伴う事業実施は無し。)	分担金徴収条例に基づき、賦課・徴収する。 (現在、分担金徴収を伴う事業実施は無し。)		合併時に秋田市の制度に統一する。
48 農地・農業用施設災害復旧事業	農地・農業用施設の災害復旧で事業費が概ね40万円以上のもの 農地 工事関係 国50%、市50% 調査設計 市70%、地元分担金30% 農業用施設 工事関係 国65%、市35% 調査設計 市70%、地元分担金30%	農業用施設災害 国 65% 受益者 35% 農地災害 国 50% 受益者 50%	農業用施設災害 国 65% 受益者 35% 農地災害 国 50% 受益者 50%		合併時に秋田市の制度に統一する。
49 土地改良施設の維持管理	・農道および水路の補修、安全施設の設置 ・融雪、降雨時に起因する破損等の軽易な修繕等 ・碎石等原材料を支給し農道を4年に1回のサイクルで補修(申請に基づき碎石を交付)	・農道補修用碎石支給	・農道補修用碎石支給		合併時に秋田市の制度に統一する。
50 広域農道の維持管理	平成13年4月1日、県から管理移管された秋田中央広域農道(延長8.2km、ポケットパーク1箇所)	・秋田中央広域農道(延長10.0km、ポケットパーク1箇所) ・出羽グリーンロード(延長2.6km)	・出羽グリーンロード(延長9.9km、ポケットパーク1箇所)		合併時に秋田市の制度に統一する。
51 土地改良区の指導	【秋田市土地改良事業事務担当者連絡協議会】 市内9土地改良区事務局職員と市担当者で組織する協議会で、会員相互の研修や先進地視察を実施 【秋田市土地改良区統合整備研究会】 市内9土地改良区と県、市、土地改良事業団体連合会で組織する研究会で、土地改良区の統合整備に関する現状分析や統合整備の構想および計画について協議中	管内1土地改良区を直接指導 ・河辺町土地改良区	【雄和町土地改良区統合整備協議会】 平成16年4月1日を目標に、町内6土地改良区の事務統合を目指し、平成13年度から協議会を設立し統合整備の具体的な構想等について協議中 【雄和町土地改良区事業団体連絡協議会】 町内6土地改良区で組織し、土地改良事業に係る先進地事例視察や研修会等を実施		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
52 林業関係負担金・会費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県林業協会負担金</li> <li>・仁別自然休養林保護管理協議会</li> <li>・秋田県入会林野等利用促進連合協議会</li> <li>・秋田県林業後継者会議</li> <li>・雄物川流域林業活性化センター</li> <li>・秋田県林業構造改善連絡協議会</li> <li>・秋田中央森林組合賦課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県入会林野当利用促進連絡協議会</li> <li>・秋田県市町村林野振興対策協議会</li> <li>・秋田県林業構造改善連絡協議会</li> <li>・東日本入会林野協議会</li> <li>・秋田県林業協会</li> <li>・秋田県林業改良普及協会</li> <li>・林道安全協会賛助会費</li> <li>・秋田県林業後継者会議</li> <li>・秋田県緑化推進委員会</li> <li>・雄物川流域林業活性化センター</li> <li>・秋田県林業コンサルタント会員</li> <li>・河辺町緑化推進協議会</li> <li>・諸負担金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県林業協会負担金</li> <li>・秋田県入会林野等利用促進連合会負担金</li> <li>・秋田県林業後継者会議負担金</li> <li>・秋田県町村林野振興協議会負担金</li> <li>・雄物川流域林業活性化センター会費</li> <li>・秋田中央森林組合賦課金</li> <li>・日本桜の会会員会費</li> </ul>	1市2町で加入する団体が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
53 林業構造改善事業	未利用資源活用事業として、森林資源の活用と利用を図るため、森林所有者・林業団体等を構成メンバーとした検討会を開催し、資源活用計画を策定する。	秋田地域振興局と連携をとりながら、入会林野の整備を適正に実施するための面積確定の調査測量を実施する。	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
54 森林情報整備事業	緊急雇用創出特別基金事業を活用した雇用の創出により、森林資源情報等をデジタルデータ化するとともに、システム運用機器の整備とシステムの維持管理を実施する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。当面は秋田市のシステムの維持管理のみ行う。
55 林道舗装事業	雄物川地域森林計画に基づく林道舗装により、林道の機能向上および地域の環境改善による利便性の向上や林業従事者の就労環境の改善を図ることを目的とする。 既舗装25路線。延長51,787m。	雄物川地域森林計画に基づく林道舗装により、林道の機能向上および地域の環境改善による利便性の向上や林業従事者の就労環境の改善を図ることを目的とする。 既舗装1路線。延長1,216m。 現在のところ実施予定なし。	雄物川地域森林計画に基づく林道舗装により、林道の機能向上および地域の環境改善による利便性の向上や林業従事者の就労環境の改善を図ることを目的とする。 既舗装2路線。延長3,265m。 現在のところ実施予定なし。		合併時に秋田市の制度に統一する。
56 林道改良事業	車両の大型化、重量化に伴い、開設当時の構造・規格では対応できない林道について、その局部的構造の質的向上を図ることにより、輸送力の向上と通行の安全確保を図ることを目的とする。	車両の大型化、重量化に伴い、開設当時の構造・規格では対応できない林道について、その局部的構造の質的向上を図ることにより、輸送力の向上と通行の安全確保を図ることを目的とする。 現在のところ実施予定なし。	車両の大型化、重量化に伴い、開設当時の構造・規格では対応できない林道について、その局部的構造の質的向上を図ることにより、輸送力の向上と通行の安全確保を図ることを目的とする。 現在のところ実施予定なし。		合併時に秋田市の制度に統一する。



項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
57 特用林産物振興事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	特用林産物の生産者を構成メンバーとする、秋田市特用林産物生産者協議会を組織し、市の林務課に事務局を置き、特用林産物に関する定期刊行物のコピーの送付による情報提供を行うとともに、協議会の運営を支援する。 (負担金等はなし)	【名称】 河辺町きのこ生産者組合榎木購入事業 【目的】 榎木の購入に対して補助し、特用林産業の振興を図る。	未実施	秋田市と河辺町の事業内容等が異なる。雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
58 林道維持管理費	林道の効率的な維持管理や、林道災害の未然防止のため、「秋田市林道管理責任者」を配置し、巡視や緊急時の対応を図るとともに、破損箇所の修繕や路面の整正等により、適正に林道機能の維持を図ることを目的とする。	林道の効率的な維持管理や、林道災害の未然防止のため、巡視や緊急時の対応を図るとともに、破損箇所の修繕や路面の整備等により、適正に林道機能の維持を図ることを目的とする。	林道の効率的な維持管理や林道災害の未然防止のため、随時路線の巡視を行い、破損箇所の修繕および路面への碎石の敷き均しならびに除草等を行い、適正な林道機能の維持を図る。		合併時に秋田市の制度に統一する。
59 林道側溝清掃経費	林道15路線について、土砂で閉塞した側溝が、概ね延長比で30%程度あり、平成14年度から16年度までの3ケ年で、毎年延長比10%相当を実施する。 対象林道：15路線 路線延長：64,740m 清掃対象延長：単年度約 6,200m	未実施	未実施		平成16年度で終了するため廃止する。 (緊急雇用創出特別基金事業)
60 林道開設事業	雄物川地域森林計画に基づく、林道開設により、森林の公益的機能の高度発揮や、林業・林産業の振興と林業経営の効率的な展開等を図ることを目的とする。 既整備38路線。延長106,094m。	雄物川地域森林計画に基づく、林道開設により、森林の公益的機能の高度発揮や、林業・林産業の振興と林業経営の効率的な展開等を図ることを目的とする。 既整備11路線。延長14,674m。 現在のところ実施予定なし。	雄物川地域森林計画に基づく、林道開設により、森林の公益的機能の高度発揮や、林業・林産業の振興と林業経営の効率的な展開等を図ることを目的とする。 既整備18路線。延長24,913m。 現在のところ実施予定なし。		合併時に秋田市の制度に統一する。
61 県営林道開設事業負担金	県が事業主体となり実施する県営林道開設事業に対し、受益者としての地元負担金を支払うことを目的とする。 対象路線：新山三内線(秋田市太平井関～河辺町三内飛沢) 耕作地を除き用地は無償提供	県が事業主体となり実施する県営林道開設事業に対し、受益者としての地元負担金を支払うことを目的とする。 対象路線：新山三内線(秋田市太平井関～河辺町三内飛沢) 用地は買収、受益者負担有り	現在のところ実施予定なし。  用地は買収、受益者負担有り	秋田市と2町で用地の提供方法が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
62 林業施設災害復旧事業	災害により被害を受けた林業施設の機能復旧を目的とする。 耕作地を除き用地は無償提供	災害により被害を受けた林業施設の機能復旧を目的とする。 用地は買収、受益者負担有り	災害により被害を受けた林業施設の機能復旧を目的とする。 用地は買収、受益者負担有り	秋田市と2町で用地の提供方法が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
63 流域森林総合整備推進事業	平成13年度で事業終了。	平成13年度で事業終了。	森林法第5条の規定により、全国森林計画に則し、雄物川計画区の自然的条件に対応し、かつ、社会的経済要請を十分反映し、森林の有する多面的機能を総合的に発揮させるための森林整備の目標ならびに、これに即した森林施業の基本的事項を定めた計画である。 【計画期間】 平成12年4月1日～平成22年3月31日	雄和町のみ実施している。	合併後も現行どおり実施する。
64 市町村森林整備計画策定業務	地域の実情に合わせた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持と森林機能の保全を図ることを目的とする。	地域の実情に合わせた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持と森林機能の保全を図ることを目的とする。	地域の実情に合わせた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持と森林機能の保全を図ることを目的とする。		合併時に秋田市の制度に統一する。
65 森林施業計画認定・伐採届受理	森林施業計画 5年を1期として、森林所有者が自己の所有森林の造林・保育等に関する施業計画を策定する制度。市町村長が認定を行う。 伐採届 森林の伐採にあたり、伐採計画を事前に市町村長に届け出る制度。	森林施業計画 5年を1期として、森林所有者が自己の所有森林の造林・保育等に関する施業計画を策定する制度。市町村長が認定を行う。 伐採届 森林の伐採にあたり、伐採計画を事前に市町村長に届け出る制度。	森林施業計画 5年を1期として、森林所有者が自己の所有森林の造林・保育等に関する施業計画を策定する制度。市町村長が認定を行う。 伐採届 森林の伐採にあたり、伐採計画を事前に市町村長に届け出る制度。		合併時に秋田市の制度に統一する。
66 保安林・林地開発許可等業務	保安林の所在、現況、機能等の調査・確認 開発行為等との調整 上位法・要領や秋田市森林整備計画等との照合 権限者である県との連絡調整業務	保安林の所在、現況、機能等の調査・確認 開発行為等との調整 上位法・要領や秋田市森林整備計画等との照合 権限者である県との連絡調整業務	保安林の所在、現況、機能等の調査・確認 開発行為等との調整 上位法・要領や秋田市森林整備計画等との照合 権限者である県との連絡調整業務		合併時に秋田市の制度に統一する。
67 市町有林の維持管理	市有林長期経営計画に基づき、森林施業を実施する。 計画期間：平成13年度～22年度	町有林の保育等随時実施している。	町有林の保育等随時実施している。		合併時に秋田市の制度に統一する。
68 市有地管理費	村の合併に伴い秋田市に継承された市有地を、境界確認確定調査や確認等により、適正に管理するとともに、土地の売買に際しては、適正価格で財産処分するため不動産評価鑑定等を実施する。	町有地の境界確認等を必要に応じ随時実施している。	町有地の境界確認等を必要に応じ随時実施している。		合併時に秋田市の制度に統一する。
69 部落分収交付金	市有財産の処分に伴う収益を、村合併時の分収割合に応じて部落分収交付金として交付する。	町有地には村合併時の分収権は無い。	村合併時の分収割合に応じて部落分収交付金として交付する。		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
70 市有林保育間伐経費	市有林のうち、立木密度が高くなった箇所について、林木の質的向上および森林資源の保全を図るため、保育間伐を実施するとともに、発生間伐材を市民に提供し、有効活用を図る。	未実施	未実施		平成16年度で終了するため廃止する。 (緊急雇用創出特別基金事業)
71 生活環境保全林整備事業	秋田市が管理する「堀川生活環境保全林」の施設や植栽等の適正な維持管理を実施することを目的とする。	生活環境保全林整備事業によって「へそ公園」の隣接地が整備され、森林学習の場やレクリエーションポイントとなっている。町では保全林内の施設等の維持管理を実施する。 用地は借地となっている。	雄和町が管理する「高尾山生活環境保全林」の施設や植栽等の適正な維持管理を実施することを目的とする。		合併時に秋田市の制度に統一する。
72 自然公園整備事業 (当該事業に係る使用料については、議案第32号使用料、手数料等の取扱いに関する件で協議済み)	仁別妙見山樹木保育事業 市制100周年記念行事として、仁別妙見山に植栽したサクラの景観向上を図るため、下刈等の適正な維持管理を実施する。 大滝山自然公園整備事業 県の生活環境保全林整備事業により整備され、市が管理を引き継いだ大滝山自然公園を、市民の憩いの場として充実させるために、整備を行う。	いこいの森(河辺町森林総合利用施設) キャンプ場、炊事場など 用地は借地となっている。 岩見ダム公園緑地 広場、散策路、トイレなど	未実施	いこいの森(河辺町森林総合利用施設)については、森林総合利用施設設置条例にある施設が、撤去済みで施設閉鎖されている状況にある。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、いこいの森(河辺町森林総合利用施設)については合併前に用途廃止し、施設用地の賃貸契約も解除する。
73 浜田森林総合公園整備事業	市制80周年記念行事の一つとして整備された、「浜田森林総合公園(梅林園)」内の、施設や植栽等の適正な維持管理を実施することを目的とする。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
74 市民の森造成事業	浜田森林総合公園に隣接する、約16haの市有林に、役割に応じて5つのゾーンを設定し、目標とする森林整備を実施する。 基本施設の整備は、国庫補助事業の「森林空間総合整備事業」を導入し、平成15年度～17年度の3ヶ年で整備を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
75 森林病虫害等防除事業	伐倒駆除 特別伐倒駆除 地上薬剤散布	伐倒駆除 特別伐倒駆除 樹幹注入	伐採駆除 地上薬剤散布		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
76 松くい虫防除薬剤交付事業	由緒ある松並木や町内沿線の景観を松くい虫被害から守るため、共同防除を実施する町内会に薬剤を交付する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
77 松くい虫くん蒸シート撤去経費	松くい虫被害木処理のくん蒸シートの撤去処理を実施し、林地の環境を保全することを目的とする。	未実施	未実施		平成16年度で終了するため廃止する。 (緊急雇用創出特別基金事業)
78 火入れ許可	秋田市内の森林又は森林の、周囲1kmの範囲内にある土地における、開墾、害虫駆除、焼畑等を目的とした火入れに関し、森林法第21条の許可に関する業務を行う。	河辺町の森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条の許可に関する業務を行う。	雄和町の森林又は森林の周囲1kmの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条の許可に関する業務を行う。		合併時に秋田市の制度に統一する。
79 山火事防止対策事務	山火事防止パレード 春季の山火事多発時期に、関係団体と合同で市内を巡回し、山火事防止活動を実施する。 山火事防止啓発活動 広報、パンフレット、横断幕の設置等により、山火事防止に対する市民の意識の向上を図る。	毎年4月に河辺町山火事防止対策協議会を開催し、予防チラシを作成するほか、秋田警察署、林業関係団体、町関係各課等とともに山火事防止パレードを実施する。 火災発生報告業務を行う。	山火事防止パレード 山火事防止啓発活動		合併時に秋田市の制度に統一する。
80 有害鳥獣駆除対策事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	有害鳥獣駆除：ツキノワグマ等による農作物や人的被害を防止するため、市内の猟友会と連携を図り、委託契約により、狩猟時期以外の鳥獣調査および駆除を実施する。 事前調整捕獲：ツキノワグマの個体数の調整のため、調査捕獲を実施する。 事業費：秋田市猟友会へ711千円/年の委託金  有害鳥獣駆除許可権限(カラス等10種類)受任していない。	有害鳥獣駆除：ツキノワグマ等による農作物や人的被害を防止するため、河辺猟友会と連携を図り、狩猟時期以外の駆除等を実施する。 事前調整捕獲：ツキノワグマの個体数の調整のため、調査捕獲を実施する。 その他：熊出没警告看板の設置等 事業費：河辺猟友会へ250千円/年の補助金を交付 ・有害駆除申請手数料 40千円 ・競猟会賞品代 30千円 平成10年度有害鳥獣駆除許可権限(カラス等10種類)について県から受任済み。	有害鳥獣駆除：ツキノワグマ・カラス等による農作物や人的被害を防止するため、町の猟友会と連携を図り、狩猟時期以外の鳥獣調査及び駆除を実施する。 事前調整捕獲：これまでなし  事業費：雄和猟友会へ72千円/年の補助金を交付  平成10年度有害鳥獣駆除許可権限(カラス等10種類)について県から受任済み。	秋田市では猟友会への委託、河辺町と雄和町は猟友会への補助となっている。秋田市では有害鳥獣駆除許可権限を受任していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。 秋田市のカラス等10種類の有害鳥獣駆除許可権限については、合併前に県から受任する。
81 ヤマビル被害防止対策事業	ヤマビルの活動が活発な5月から10月にかけて、地域住民又は公園の現場管理者が防除を行う際に、薬剤を市が交付し、薬剤散布による駆除を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
82 治山事業	県営治山事業 負担区分：国1/2,県1/2 県単局所防災事業 補助率 県80% 市20%	県営治山事業 負担区分：国1/2,県1/2 県単局所防災事業 補助率 県80% 市20%	県営治山事業 負担区分：国1/2,県1/2 県単局所防災事業 補助率 県80% 市20%		合併時に秋田市の制度に統一する。
83 中央卸売市場	秋田市中央卸売市場業務条例および秋田市中央卸売市場業務条例施行規則に基づき、中央卸売市場を管理運営する。	未実施	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
84 農業者年金業務	・農協から送付を受けた年金事業諸届け等の交付・点検、記載内容の事実の確認および農業者年金基金への送付 ・制度改正の周知徹底および待機者意向調査 ・年金加入促進	・農協から送付を受けた年金事業諸届け等の交付・点検、記載内容の事実の確認および秋田県農業会議への送付 ・制度改正の周知徹底および待機者意向調査 ・年金加入促進	・農協から送付された年金事業諸届け等の交付・点検、記載内容の事実の確認および農業者年金への送付。 ・年金加入促進		合併時に秋田市の制度に統一する。
85 農地銀行業務(農用地利用調整特別事業)	農業委員およびJA等による農地流動化の掘り起こし活動を行うとともに、農地保有合理化事業等を活用し、農地の有効利用と利用集積を積極的に推進する。また、認定農業者等への農用地の利用集積を図ることにより、農地の流動化を加速的に進める。	農業委員およびJA等による農地流動化の掘り起こし活動を行うとともに、農地保有合理化事業等を活用し、農地の有効利用と利用集積を積極的に推進する。また、認定農業者等への農用地の利用集積を図ることにより、農地の流動化を加速的に進める。	農業委員およびJA等による農地流動化の掘り起こし活動を行うとともに、農地保有合理化事業等を活用し、農地の有効利用と利用集積を積極的に推進する。また、認定農業者等への農用地の利用集積を図ることにより、農地の流動化を加速的に進める。		合併時に秋田市の制度に統一する。
86 標準小作料改定	農業委員会において、農地法第23条の2の規定に基づき秋田市の区域内の農地について小作料の標準額を定め、耕作者の経営の安定を図る。	農業委員会において、農地法第23条の2の規定に基づき河辺町の区域内の農地について小作料の標準額を定め、耕作者の経営の安定を図る。	農業委員会において、農地法第23条の2の規定に基づき雄和町の区域内の農地について小作料の標準額を定め、耕作者の経営の安定を図る。	地域性を考慮する必要がある。	合併時に秋田市の制度に統一するが、当面は合併前の農業委員会が示した標準額で運用する。
87 農業後継者対策事業	・他産業に従事する青年や現役農業者との交流 ・農業経営管理や生産技術の研修 ・意向調査	未実施	結婚相談員：平成14年度 11名 雄和町ふれあいパーティーの開催	秋田市と雄和町で事業内容が異なる。河辺町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
88 優秀農家表彰事業	高度な技術と優れた経営能力により生産性および所得の向上に顕著な実績を上げている農業者や、農業地域活性化に貢献している集団等を表彰し、その成果を普及・啓蒙する。 また、児童情操活動の一環として農業を題材としている図画を募集し、優秀作品を表彰する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
89 農政協力員の委任	・各種申告書の配布および取りまとめ ・周知事項の伝達および連絡 ・各種申請その他現地調査 ・その他必要な事項	・生産調整の連絡調整、現地調査 ・生産調整資料の配布等 ・農政資料の配布等	未実施	雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
90 農業委員会長交際費	特別職(農業委員会会長)の交際費	特別職(農業委員会会長)の交際費	特別職(農業委員会会長)の交際費		合併時に秋田市の制度に統一する。
91 農業委員選挙人名簿調製	(事務手順) 12月 調製作業 1月 決定	(事務手順) 12月 調整作業 1月 決定	(事務手順) 1月 調整作業および決定、選挙管理委員会への名簿の送付		合併時に秋田市の制度に統一する。
92 農作業標準受委託料金設定	(事務手順) 2月 料金設定協議会 3月 決定	(事務手順) 2月 農作業標準料金設定協議会の開催 3月 決定	(事務手順) 2月 農作業標準賃金検討 3月 決定	地域性を考慮する必要がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、設定にあたっては地域性に配慮する。
93 農委だよりの発行	広報活動の一環として農委だよりを発行する。(年2回)	未実施	広報活動の一環として農委だよりを発行する。(年1回)	河辺町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
94 秋田県都市農業委員会 会長会	【構成員】 県内各市の農業委員会会長	未実施	未実施		合併時に秋田市の制度に統一する。
95 生き生き農業専科、農事相談	地区ごとに農家を参集して農地の関連法令・制度等の説明を行い、また農家から地域農業振興策への要望、意見を拝聴し、秋田市農業の発展に寄与する。	・農家の農地等に関する相談窓口の設置 ・相談業務は常時行っている ・年間50件程度	未実施	秋田市と河辺町で事業内容が異なる。雄和町では実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
96 和解の仲介	農地等の利用関係の紛争について、農業委員会による和解を仲介する。 ・農業委員会会長指名による仲介委員3名	農地等の利用関係の紛争について、農業委員会による和解を仲介する。 ・農業委員会会長指名による仲介委員3名	農地等の利用関係の紛争について、農業委員会による和解を仲介する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
97 贈与税の納税猶予事務	農業を継ぐ1人の子が一括して生前贈与を受けるなど、一定の要件に該当する贈与による農地等の取得については、贈与税が納税猶予・免除される特別措置に関する事務処理。	農業を継ぐ1人の子が一括して生前贈与を受けるなど、一定の要件に該当する贈与による農地等の取得については、贈与税が納税猶予・免除される特別措置に関する事務処理。	農業を継ぐ1人の子が一括して生前贈与を受けるなど、一定の要件に該当する贈与による農地等の取得については、贈与税が納税猶予・免除される特別措置に関する事務処理。		合併時に秋田市の制度に統一する。